



<お役立ち情報>

現行調剤報酬の対人業務

2015年の「患者のための薬局ビジョン」にまとめられた人(患者)指向の薬剤師業務の基本理念が2019年の薬機法改定によって法律として具体化され、本年2月に、対人業務をより適切に評価する観点での調剤報酬改訂が行われました。これまでの調剤報酬は、対人業務を評価する「薬学管理料」の占める割合は20%程度であるなど、対物業務に依存した収益構造であると言われており、この構造から脱却するために、対物業務と対人業務を区別して評価するような改訂が行われました。以下に、対人業務として評価された調剤報酬についてまとめてみました。

服薬管理指導料の加算	主な要件	点数
重複投薬・相互作用等防止加算	処方変更あり(残薬調整以外)	40点
	処方変更あり(残薬調整)	30点
電子的保険医療情報活用加算(9月末で廃止) (10月から下記項目)	月1回、オン資確認システム導入、薬剤情報等を取得 (取得困難な場合は3月に1回)	3点 (1点)
(新)医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	オン資確認システム導入施設、6月に1回	3点
(新)医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	オン資確認システム導入、薬剤情報等を取得、6月に1回	1点
調剤管理加算	内服薬6種類以上の患者(初回)	3点
	// (2回目以降処方変更有り)	3点

調剤管理料の加算	主な要件	点数
麻薬管理指導加算		22点
特定薬剤管理指導加算1	ハイリスク薬	10点
特定薬剤管理指導加算2	外来化学療法、月1回まで【要届出】	100点
乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)、指導内容を手帳に記載	350点
吸入薬指導加算	3月に1回まで	30点
調剤後薬剤管理指導加算	糖尿病フォローアップ [®] 、地域支援体制加算届出薬局、月1回	60点

	主な要件	点数
服薬情報等提供料1	保険医療機関からの求め、月1回まで	30点
服薬情報等提供料2	薬剤師が必要ありと判断(月1回まで)、患者・家族の求め	20点
服薬情報等提供料3	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回	50点
外来服薬支援料1	患者・家族等が持参した服用薬の整理等の服薬管理、月1回まで	185点
外来服薬支援料2	処方医の了解を得た上で内服薬の一包化支援、服薬指導	(42日分以下は7日分毎) 34点 (43日分以上)240点
服用薬剤調整支援料1	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料2	内服薬6種類以上→処方医へ重複投与等の解消提案、 3月に1回まで	(実績あり)110点
		(それ以外)90点

※ 調剤報酬を算定するにあたって、医療機関への情報提供(トレーシングレポート)を必要とする報酬項目は以下の通りです。

外来服薬支援料1 服薬情報等提供料1, 2, 3 服用薬剤調整支援料2
調剤後薬剤管理指導加算 吸入薬指導加算(手帳による情報提供でも可) 特定薬剤管理指導加算2

対人業務推進と旗を振られても、上表に掲げた業務を行うためには、患者さんのフォローアップや薬歴記載・レポート作成などのための十分な時間を必要とします。そのための時間を確保するためには、いろいろな場面で言われているように、業務フローを見直して時間の無駄を省くとか、調剤助手さんの活用や業務のICT化などがありますが、業務フローの見直し以外はすぐにとという訳にはいきません。しかし、従来業務の延長で調剤業務を効率化する方法が一つあります。それは、多剤投与されている患者さんに焦点を当て、「ポリファーマシー」の解消に注力することです。このテーマについては、次回以降のかわら版で議論したいと思います。